

相続人の一部が海外にいるという方

複雑な相続も当事務所にお任せ



**遺産分割協議
手続承ります。**

海外におられる方につきまして、
下記書類が必要となります。

署名証明書
在留証明書
外国戸籍

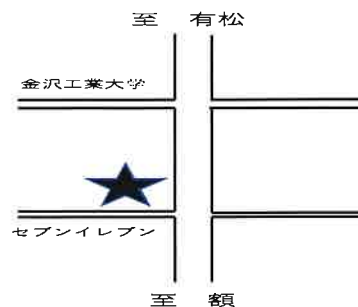
署名証明書 = 日本での印鑑証明書の代わりとなるもの
(国籍が日本の場合、在留国の日本大使館で発行してもらえます)

在留証明書 = 日本での住民票の代わりとなるもの
(日本国内の不動産の所有権を取得する場合に必要となります)

その他、どのようなご相談でも承ります

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL : (076) 227-8019
FAX : (076) 227-8061



✉ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>